

グリーンプリンティング工場認定委員会規程

平成18年7月1日制定
平成19年12月12日改定
社団法人日本印刷産業連合会

第1条 本規程はグリーンプリンティング工場認定規程（以下「工場認定規程」という。）第5条第1項に基づき設置するグリーンプリンティング工場認定委員会（以下「認定委員会」という。）について定める。

第2条 認定委員会の委員構成は次のとおりとし、会長が委嘱を行う。

学識経験者	2名以内
マスコミ関連有識者	2名以内
環境関連団体・機関有識者	3名以内
印刷ユーザー企業有識者	6名以内

第3条 認定委員会内に委員長を置く。

2. 委員長は委員の互選により選出する。

第4条 認定委員会は年間4回以上開催することとし、委員長が招集する。

第5条 認定委員会は工場認定規程第5条第2項、第6条第4項、第16条第2項並びに第22条について審議を行う。

第6条 認定委員会委員に対し、認定委員会開催時に所定の委員手当と委員交通費を支給するものとする。支給額は別途定める。

第7条 認定委員会委員の任期は2年とする。

2. 補欠または増員により就任した委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

第8条 本規程の改定は、総務委員会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成18年7月1日から発効する。